

第4回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和5年4月18日(火) 午後1時30分
- 2 招集場所 石川町役場 3階 正庁兼議場
- 3 報告
 - (1) 報告第1号
農地の時効取得を原因とする所有権移転について
- 4 議案
 - (1) 議案第9号
農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第10号
農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第11号
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (4) 議案第12号
現況確認証明に対する意見決定について
 - (5) 議案第13号
石川町農地利用最適化推進委員応募者の選考について

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
5番 大串 政一 6番 緑川 一男 7番 緑川 喜友
8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 10名

11番 根本 浩一 12番 郷 義郎 13番 円谷 和司
15番 矢内 常男 16番 渡邊 義雄 17番 味原 孝一
18番 南條 博 19番 添田 勉 21番 福田 正三
22番 斎藤 英幸

欠席委員 14番 近内 壽夫 20番 小池 力

事務局

事務局長	荒木 成輔
農地管理係長	岸浪 正徳
書記	会田 勇輝
専門員	志賀 幸雄

- ・ 議 長 本日の出席は18名です。定足数に達しておりますので、只今より第4回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、6番 緑川一男委員、7番 緑川喜友委員を指名いたします。

(1) 報告第1号

農地の時効取得を原因とする所有権移転について

- ・ 議 長 議事に入ります。報告第1号 農地の時効取得を原因とする所有権移転についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 農業委員会では法務局より時効取得を原因とする権利の移転または設定の登記が行われた旨の通知を受けた場合には時効取得の要件を備えているかについて、調査し遅滞なく県知事に報告することとなっております。詳細については別紙資料をご覧ください。

令和5年4月10日午前9時45分より事務局で現地調査及び権利者等より聞き取りをいたしました。調査した結果、平成6年度から20年以上所有の意思をもって平穏かつ公然に占有したものであり、時効取得完成の要件を備えているものと判断し、問題ないものと思われま

- ・ 議 長 只今報告のありました時効取得を原因とする農地の所有権移転について、何かご質問等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・ 議 長 無いようですので報告を終わります。

(2) 議案第9号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

- ・ 議 長 次に、議案第9号 農地法第3条第1項規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1及び番号2につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議長 農地法第3条第1項番号1を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第3条第1項番号1の所有権移転について、調査をした結果を報告いたします。

調査日は令和5年4月12日水曜日午前8時30分より行いました。譲渡人の〇〇〇〇氏が立会できないため、譲受人の〇〇〇〇氏、最適化推進委員郷義郎氏と私の3名で、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の地目、田、〇〇〇〇m²を調査しました。

場所は、石川町役場より〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ進み、〇〇〇〇を左折し〇〇〇〇を通り、〇〇〇〇へ向かいます。〇〇〇〇より500mほど進んだ所から〇〇〇〇左折し、更に500mほど進み右折すると〇〇〇〇がありその橋より約50m先の左側に位置しております。

申請理由としましては、譲渡人が高齢であり、農作業が困難になり隣地農地を所有している譲受人に贈与したいとのことで今回の申請に至りました。

譲受人の〇〇〇〇氏は、現在も本人所有の農地と本件農地を一枚の農地として耕作しており、引き続き周辺農地とも協調し、問題なく耕作できると思います。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議の程宜しく申し上げます。

・議長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第9号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議長 続きまして、農地法第3条第1項番号2を調査されました佐川修一委員に報告を求めます。

・佐川修一委員 農地法第3条第1項番号2の所有権移転について、調査した結果を報告

いたします。

調査日は令和5年4月12日水曜日午前8時より行いました。

譲渡人の〇〇〇〇氏が立会できないため、最適化推進委員の郷義郎氏と私の2名で、大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の地目、畑、〇〇〇〇㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇を石川町内から〇〇〇方面へ1.1kmほど進んだ大字〇〇〇〇字〇〇〇〇地内の〇〇〇〇沿い左側に位置しております。

申請理由としまして、譲渡人が本件農地を相続しましたが、労力等耕作が困難な状況の為、譲受人〇〇〇〇氏へ売り渡し、農地の有効活用と農業の利便性を図りたいとのことで、今回の申請に至りました。

増子氏は同じ沢田地区で農業を営んでおり、本件地域と協調し周辺農地とも、今後問題が発生することはないと考えます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議の程、よろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第9号 農地法第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第10号

農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第10号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第4条第1項番号1についてですが、事業計画者は、一般倉庫用用地を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は第3種農地です。

・議 長 農地法第4条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員

農地法第4条第1項番号1を調査した報告を報告いたします。

4月10日午前9時30分より、荒木事務局長、岸浪係長、会田局員、行政書士〇〇〇〇さん、申請人〇〇〇〇さん、最適化推進委員根本浩一さんと私の7人で確認をしました。

場所は、石川から〇〇〇〇方面へ向かい〇〇〇〇バス停を左折し150m先右側の大字〇〇〇〇字〇〇〇〇番の畑〇〇〇〇㎡です。

申請の目的は、既存宅地は住宅倉庫、駐車場として利用しており、新たに倉庫を建築する用地がありません。申請地は既存の住宅地に隣接し、一般倉庫用敷地として利用するとのことです。倉庫〇〇〇〇㎡、通路進入路〇〇〇〇㎡です。汚水、雑排水はなく、雨水は敷地内排水側溝から、既設道路側溝へ排水します。

申請地は、集落地内にあり、建物により周辺農地の日照等に支障を及ぼすことはありません。

この案件は、問題ありませんので、皆様方のご審議の程よろしくお願ひします。

・議 長

只今説明のありました農地法第4条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長

異議のないものと認め、議案第10号 農地法第4条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・議 長

続きまして、農地法第4条第1項番号2を調査されました味原孝一委員に報告を求めます。

・味原孝一委員

農地法第4条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

4月10日 午前10時より調査しました。申請人の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは遠方のため、代理人の行政書士〇〇〇〇さんは所要のため欠席で、申請地を管理している〇〇〇〇さんと、私と農業委員の遠藤武重さん、最適化推進委員の小池さん、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査の7人で、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の現地で調査しました。

場所は、役場から〇〇〇〇を〇〇〇〇方面へ向かい、〇〇〇〇所にある信号機を左折して農免道路を300mほど行った所にある〇〇〇〇の先

の左右にある畑です。現在は、ヒノキが植林されています。

転用に理由については、申請者の亡父〇〇〇〇さんは、長男の〇〇〇〇さんが健在のうちには当該地で耕作していたが、平成8年12月に〇〇〇〇さんが死亡したことに伴い農業担い手がいなくなり耕作放棄地となりました。廃棄物が不法投棄されるようになり、それを防止するためやむを得ずヒノキの植林を計画し平成11年に植林をしました。平成19年に〇〇〇〇さんが死亡し、今般、遺産相続登記をするにあたり当該地を調査した結果、畑であることが判明し、顛末書を添えて今回、山林へ農地転用する運びとなりました。

申請地の隣接状況については、当該地の周辺は休耕していて山林や原野となっており、農業生産に影響を及ぼすことはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

・議 長 只今報告のありました農地法第4条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第10号 農地法第4条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第11号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

・事務局長 (議案朗読)

農地法第5条第1項番号1についてですが、事業計画者は、一般住宅用敷地を目的として今回の申請に至っております。なお、申請地は第2種農地です。

・議 長 農地法第5条第1項の規定による許可申請番号1を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第5条第1項番号1の件を調査した結果を報告いたします。

4月10日午前9時より、荒木事務局長、岸浪係長、会田局員、代理人行政書士〇〇〇〇氏、最適化推進委員根本浩一さんと私の6人で現地を確認しました。

申請地は〇〇〇〇を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇を右折し〇〇〇〇を右折し、〇〇〇〇沿いを350m行った左側の大字〇〇〇〇字〇〇〇〇〇〇〇番の畑です。

転用の目的は、一般住宅建築〇〇〇〇㎡、駐車場〇〇〇〇㎡、法面〇〇〇〇㎡、道路及び回転スペース〇〇〇〇㎡です。

申請者の〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん夫婦は、〇〇〇〇であり〇〇〇〇アパートにて、子どもと〇〇〇〇人で生活しております。〇〇〇〇人で生活するにはたいへん狭く、子どもの成長に伴い増える家財道具も収納しきれない状態であります。石川町にある妻の実家の近くに、住宅を建築したいと考えており今回の申請に至りました。

取水は町水道、汚水雑排水は合併浄化槽を設置し、北側の〇〇〇〇水路へ排水します。水利組合に申請済みです。

周りは、東側住宅、南、西側は水田、北側水路で農地への影響はないものと思われ、なお、令和3年8月に、石川農業振興整備計画変更案件で報告済みです

この案件は問題ありませんので、皆様のご審議の程よろしく申し上げます。

・議 長 只今説明のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第11号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(4) 議案第12号

現況確認証明に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第12号 現況確認証明に対する意見決定についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)
 - ・ 議長 現況確認証明申請番号 1 を調査されました味原孝一委員に報告を求めます。
 - ・ 味原孝一委員 現況確認証明申請に対する現地調査の報告をいたします。
4月10日午前10時30分より、調査しました。申請人の〇〇〇〇さんは、代理人の行政書士〇〇〇〇さんに委任することで欠席、行政書士〇〇〇〇さんも欠席で、私と、農業委員の遠藤武重さんと、最適化推進委員の小池力さんと、荒木事務局長、岸浪係長、会田主査の6人で、字〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡、〇〇〇〇番、〇〇〇〇㎡の現地で調査しました。
場所は、役場から〇〇〇〇から町街地へ左折し50mほど行った所を左折、〇〇〇〇のところにある畑です。現在は耕作放棄地となっております。
非農地化した経過としては、申請地は、30年以上耕作しておらず、申請人は、東京都〇〇〇〇に居住しており、また申請地は接道していないため、今後耕作は不可能なことから、地目を原野に変更したく、今回の申請に至りました。
以上、調査した結果この案件は問題ありませんので、ご審議の程よろしくをお願いします。
 - ・ 議長 只今報告のありました現況確認証明申請番号 1 について、何かご質問等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・ 議長 異議のないものと認め、議案第 1 2 号 現況確認証明申請番号 1 については承認するものと決定します。
-

(4) 議案第 1 3 号

石川町農地利用最適化推進委員応募者の選考について

- ・ 議長 次に、議案第 1 3 号 石川町農地利用最適化推進委員応募者の選考についてを議題とします。事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
なお、農地利用最適化推進委員につきましては、各地区 2 名の配置となり全員で 1 2 名です。
また、新たな農地利用最適化推進委員の決定並びに委嘱については新た

に任命された農業委員会でを行うため、今回の議案は推薦があった者を候補者として7月に行われる農業委員会の臨時総会に上程して良いか決定するものです。

- ・議 長 1 3 番円谷和司委員、1 5 番矢内常男委員、2 1 番福田正三委員は、応募者でありますので、ここで退席願います。

(各委員退席)

- ・議 長 それでは、石川町農地利用最適化推進委員応募者の選考について質疑にはありますので、ご意見のある方の発言を求めます。

(「異議なし」の声あり)

お諮りいたします。石川町農地利用最適化推進委員の審議については一括審議といたします。何かご意見ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしの声以外ないようですので採決に入ります。石川町農地利用最適化推進委員応募者を候補者として7月の臨時総会に上程することについて承認される方の起立を求めます。

(起立多数)

それでは賛成多数ですので、全て石川町農地利用最適化推進委員応募者を候補者として、7月の臨時総会に上程することについては承認されました。

退席されました委員の入室を認めます。

(各委員入室)

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時45分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和5年4月18日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 6番

_____ 7番

.